



財政委員会 事務事業質疑
2022年11月1日、25日

米倉春奈都議 (豊島区) の質疑

気候危機...

〔財務局〕

- 都有施設・都立学校のZEB化推進を ... 1 P
- 業務委託の社会保険の加入促進を ... 7 P

〔主税局〕

- 主税局の省エネ・再エネの取組について ... 9 P
- 東京都税制調査会報告について
...住宅の省エネ・再エネの税制支援 ... 14 P
- 都は国にインボイス制度導入中止を求めよ... 17 P

インボイス中止を!

日本共産党東京都議会議員団

米倉春奈都議(豊島区)の質疑

〔財務局〕

● 都有施設・都立学校のZEB化推進を

● 業務委託の社会保険の加入促進を

● 都有施設のZEB化について

○米倉委員

私からは、まず、都有施設のZEB化について伺います。

今年予算質疑の際にも、都の取組を伺いましたが、気候危機から地球を守るために脱炭素社会に移行するということは、世界的に各国が努力を強めなければならない局面となっています。

都は、二〇五〇年に、CO2排出実質ゼロを実現すると、それに向けては、二〇三〇年までの行動が極めて重要だとして、

都有施設の新築・改築の原則ZEB化を表明

都は、ゼロエミッション都庁行動計画で、都有施設についてZEB ready、ZEB Oriented以上、つまり三〇%から五〇%以上のエネルギー消費の削減を目指しています。都の建築物を新築や改築、または大規模改修する際には、省エネをどの程度達成できるか状況を把握し、それぞれの指標の達成を目指す必要があると思いますが、どういう認識と対応をされているのか伺います。

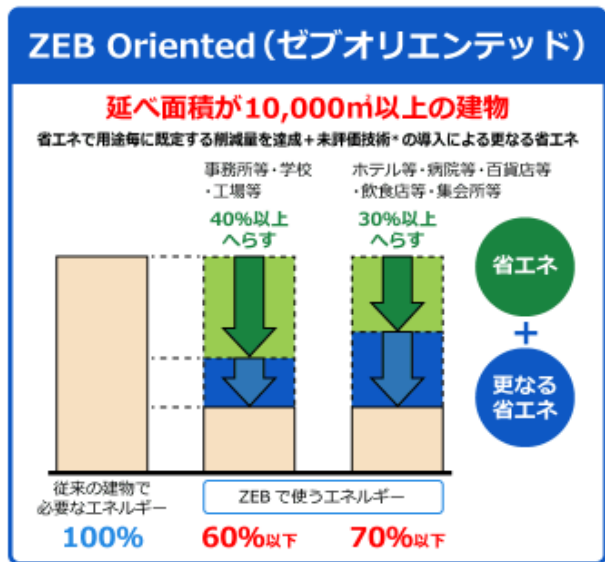
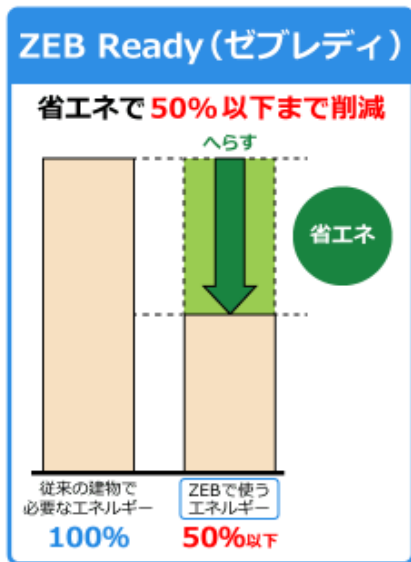
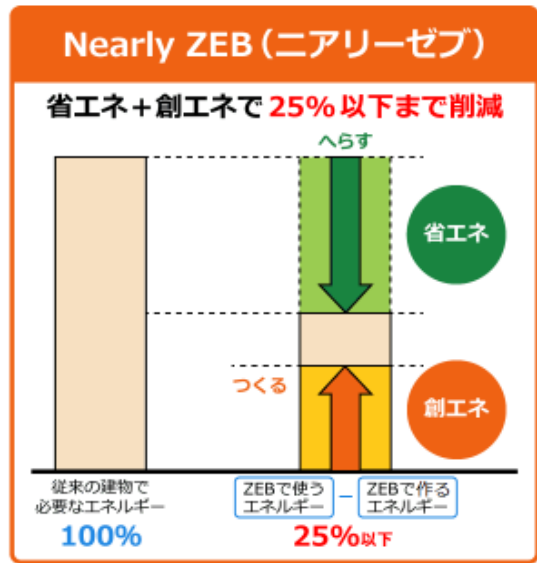
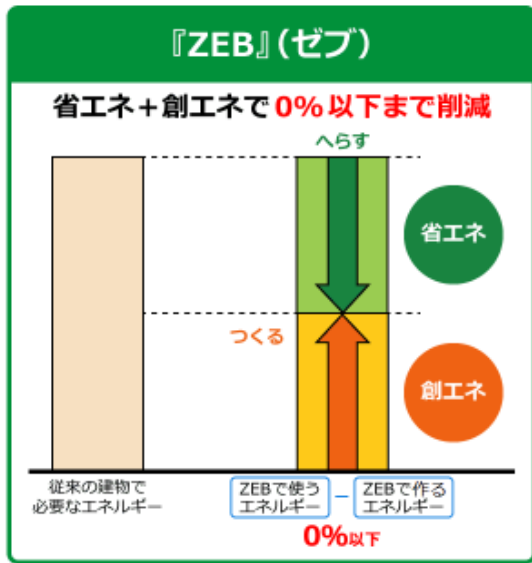
○金子技術管理担当部長

都有施設の新築、改築等におきましては、ゼロエミッション都庁行動計画に基づき、省エネ、再エネ東京仕様を最大限活用し、原則ZEB化を目指してまいります。

今年度から基本設計に着手する案件につきましては、原則ZEB化を目指して

二〇三〇年までに、都内においてカーボンハーフを達成することを表明しました。そして、都庁としての取組については、二〇二一年三月にゼロエミッション都庁行動計画にまとめ、二〇二四年までに温室効果ガスを四割削減、再エネ電力の利用率を五割程度に引き上げると目標に掲げています。

この中で、都有施設の建築に多く関わる財務局の役割は大きい状況です。それで幾つか質問をします。



*WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術

ZEBの分類 (環境省「ZEB PORTAL」より)

取り組んでおり、それ以前に設計に着手している案件につきましても、可能な限り省エネ化を図っていくこととしております。

○米倉委員

原則ZEB化を目指すという対応は重要です。そのために、基本設計の段階から、ZEB化に対応した設計を今年度から行っているということも大切です。既に設計が進んだものについても、取組の引上げは必要だということで、可能な限りの省エネ化を進めていくということもご答弁ありました、これも大切だと思います。

「省エネ・再エネ東京仕様」も見直す

前回お示ししましたが、今ご答弁にもありました、財務局が作成している「省エネ・再エネ東京仕様」というものは、基

本的に三〇%のエネルギー削減を目指している、以上ですね、三〇%以上を目指しているというもので、冒頭に申し上げました都庁行動計画で掲げているZEB readyは、省エネで五〇%以上の削減、学校や病院などはZEB Oriented水準で、三〇%から四〇%の省エネを進める水準です。つまり、今の「東京仕様」をそのままではめるといふことだけでは、目指す指標にたどり着かないということも分かりました。

前回の質疑の中で、「省エネ・再エネ東京仕様」について見直しを求めました。都は見直しをするということをご答弁されていますが、これはどういう内容で今検討されているか、スケジュールについても伺います。

○金子技術管理担当部長

現在、学校施設のZEB化を目指しま

して、導入技術項目等について、年度内を目途に見直しを行っております。また、設計段階における検討手順などを盛り込んだ手引についてもまとめていく予定でございます。

学校のZEB化推進を

○米倉委員

学校などの省エネ、再エネをさらに進めていくと、そのための分かりやすい手引となるように、検討手順などを盛り込んだ、つまりポイントを示していくものをつくっていききたいということだと思います。

学校のZEB化で、東京都がそういう役割を果たすのは大切だなと思っております。やっぱり実態としては、学校のZEB化は、実践も情報も少ない状況だと思います。だからこそ、東京都が率先した取組に踏み出すということと、それを検証しながら、取組とその結果を公表して

いくということが、東京都だけでなく、各自治体の取組も一緒に進めていくという上で大切になってきていると思います。

日本共産党都議団は、第三回定例会の代表質問でも、学校のZEB化への対応を提案してきましたが、東京都の取組をもう少し伺いたいと思います。

これまでですが、学校の省エネ、再エネの導入について、都は、新築、改築時はどういう水準を目指して導入してきていますか。

○金子技術管理担当部長

これまで、都立学校の改築等の際は、「省エネ・再エネ東京仕様」に基づきまして、外壁断熱や太陽光発電設備の設置など、省エネ技術や再エネ設備を導入しておりますとおり、東京都建築物環境計画書制度のエネルギーの使用合理化分野におきまして、最高評価である段階三を

目標として整備しております。

○米倉委員

この間、その水準で新築もしくは改築をした学校校舎について伺いますが、具体的な事例では、エネルギー消費はどの程度減っていますか。

○金子技術管理担当部長

エネルギー消費量につきましては、例えば、平成二十六年に設計に着手した光明学園の西棟では、東京都建築物環境計画書制度に基づき公表している基準一、一次エネルギー消費量に対する設計一次エネルギー消費量は約六割であり、約四割の削減となっております。

○米倉委員

四割、エネルギー消費量は削減がされているということですが、この光明学園は、前期の財政委員会でも視察に行かせてい

ただきました。窓や壁だとか天井、屋上ですかね、断熱ですとかひさしだとか、いろいろな努力が取り入れられているんだなというふうに思いました。

学校校舎についてですが、新築、改築などの際に、ZEB化を目指した取組が必要だと思えます。認識を伺います。

○金子技術管理担当部長

一般的に、学校施設は、単位床面積当たりのエネルギー消費量が事務所ビルや商業施設に比べて小さいため、省エネ計算上の削減効果も小さく、ZEB化が難しいといわれております。全国的に見ても、特に公立の学校施設のZEB化につきましては、事例が少ない状況となっておりますが、「省エネ・再エネ東京仕様」の見直しを踏まえ、公文書館で得られた知見なども生かし、原則としてZEB化を目指してまいります。

今年度から基本設計に着手する案件は、原則ZEB化を目指して取り組んでおりまして、それ以前に設計に着手している案件につきましても、可能な限り省エネ化を図っていくこととしております。

○米倉委員

私たちも、この間、先進的な取組をしている研究者の方などからお話を伺ってきました。今、ご説明にもありましたけれども、やっぱり事務所とは使い方が違うと、特質も違うということがあります。学校は窓も多いですし、教室などを使っている時間も短いということで、庁舎などとはやっぱり違う面はありますが、ただ、断熱の効果は同じようにあるということも伺いました。小学校の断熱改修シミュレーションですと、何も対策がない既存施設に、ペアガラスの内窓を入れて天井壁の断熱改修を行うと、年間暖房消

費電力量は約九割削減できると示しています。老朽化した学校校舎の場合ですと、一番費用が安くて効果があるのは、屋根の防水工事と併せて天井の断熱材を入れて、さらに窓に内窓を入れるというやり方だということも聞いています。コロナで換気が大切になっていますが、これはもう三十年ぐらい前からあるらしいんですが、全熱交換器というものがあって、これを入れた方がいいということも指摘されています。学校施設にこれがありませんが入っていないということなんです、外からフレッシュな空気を入れて、中から空気を出すと、そのときに熱交換をして空気を入れ替えることで、空調の負担も減るといったことなども伺っています。こうした各種の知見も収集しながら、都の対応の引上げを進めていただきたいと要望しておきます。

ZEB化推進の担当者を配置

学校含め、公共建築のZEB化を本格的に進めるために、今、取組が始まったところです。専門性を持った職員を財務局にも、また各局にも設置するということは大切です。前回は私もこのことを求めましたが、今年度から、財務局の建築保全部工務課に、都有施設のZEB化対応への技術支援体制を構築するため、課長代理を設置したと、事務事業概要にも書いてあります。これは、具体的にどういう役割を果たすために設置されたのか伺います。

○小野寺施設整備担当部長

今年度、建築保全部では、都有施設のZEB化対応への技術支援体制を構築するため、組織改正を行ったところでございます。これにより、全庁を挙げたゼロエミッション東京への取組に参加し、技術指針の策定やこれに基づく設計工事に当

たつての技術面での助言など、全庁の取組を後押ししております。

また、新築、改築時のZEB化に向けて、先進のZEB事例から設計業務での対応方法を検討、整理いたしました。財務局の設計工事案件に反映するよう取り組んでいるところでございます。

さらに、自ら設計工事を実施いたします各局に対しましても、これらの情報を展開し、技術支援を行っております。

ZEB化先進事例の情報共有を

○米倉委員

今年度からZEB化を全庁的に進めるポストができたということは、とても大事だと思えます。今、ご説明もありましたが、全庁的な技術の後押し、そして、先進のZEB化の事例を収集しているという事です。都として、今後、この収集した情報については、庁内、都庁の内部での共有にとどまらず、情報を広く公

開していただきたいと要望したいと思
います。ここについて伺いたいんですが、
やっぱりほかの自治体や民間の参考にな
るような事例を今、情報収集されている
っていうこともありましたが、都庁のや
っぱり調べた情報として、区市町村も含
めて分かりやすく示していくということ
は、社会全体で取組を進めることになり
ます。こういう取組、進めていただきた
いと思いますが、どうですか。

○小野寺施設整備担当部長

都有施設の新築、改築に当たりまし
ては、東京都建築物環境計画書制度に基
きまして、環境配慮の取組を示した環境
計画書を作成しております。施設ごとの
省エネの状況や再生可能エネルギーの設
備の導入状況を都のホームページで公表
しております。新築、改築を行った施設
では、太陽光パネルの発電量や省エネ機

器の運転状況など、都民が見える場所に
表示をする取組も行っております。

○米倉委員

分かりました。ぜひ、東京都の取組とし
て集めた情報を分かりやすく周知してい
くということを広く、都庁の中だけでな
くて、外に対してもやっていただきたい
ということと東京都が今、取り組んでい
らっしゃる取組、「省エネ・再エネ東京仕
様」での努力だとか、そこで省エネが光
明学園の場合は四割、省エネ進みました
ということだとか、そういうことを分か
りやすく示していただけるといいと思
っています。

やっぱり、今、ご答弁で、環境局が所管
している建築物環境計画書制度に基づい
て、省エネの状況というのはネットに公
表されているということなんです、や
っぱりこれは民間も含めて一覧になっ

いるものなんですよね。東京都としての
努力がかなりされているわけで、そこを
分かりやすく示していただくと、すごく
この機運をつくっていくということも含
めて大事だと思っています。

やっぱり、冒頭申し上げましたが、財務
局っていうのは、都有建築物の大部分の
新築、改築に関わっています。十か年維
持更新計画なども取りまとめていらっし
やいます。最も都有施設の状況を分かり
やすく都民に示すことができる立ち位置
にいらっしゃる部局だと思います。委員
会の資料も作っていただきましたが、八
ページ目に、省エネ、再エネ東京仕様の
実績が載っています。作成ありがとうございます
しました。これ見ても、この五年の実
績だけで、学校は十八件ということで、
多いですよ。これがさらに増えていく
ということがあります。工事の契約の際
に、それぞれの工事建築で、どの程度の

省エネや再エネが導入されているか、分かりやすく都民に示していただきたいと思えますし、十か年の維持更新計画も、進捗の報告の際に、各施設の努力が分かりやすく見える形で示していただきたいと、これ、すごく意味あると思います。今後の取組を求めています。

●業務委託の社会保険について

次に、契約について伺います。契約制度について、業務委託において社会保険の加入について伺います。

業務委託先の社会保険加入状況を 確認しているのはなぜか

業務委託については、私たちは、本来、東京都が直営で担う必要があるものは業務委託すべきではないと考えています。業務委託する場合には、都民の利益が守

られ、現地で働く労働者の待遇や環境が保障される必要があると思えます。都の入札に参加するには、競争入札参加資格を得るために申請が必要となっています。この申請では、社会保険の加入の状況について、加入、未加入、適用除外、この状況を聞いています。これは、いつからどういう考えで取り組まれて、確認することにしたのか伺います。

○前山契約調整担当部長

社会保険等への加入は、一義的には事業者における責務でございますが、働く人が安心できる労働環境の提供と将来的な担い手の確保の観点から、都としても、未加入事業者の加入促進を図っていくことは重要であると考えております。このため、都は、事業者における法令遵守状況を把握していくため、平成二十七、二十八年度資格登録審査時から、社会保険

等への加入状況の自己申告を求めているところでございます。

社会保険加入を条件としているのはなぜか

○米倉委員

労働環境の確保などの観点で、都としても二〇一五年、十六年度の資格登録審査から、社会保険の加入状況を聞くことにしたということです。

その上で、各局が、物品購入や業務委託を発注する際に、社会保険の加入を条件として求めるかどうかという判断が、次のステップとしてあると思います。財務局の発注では、社会保険と雇用保険に加入していることが必要ですと明記しています。これについては、いつからどういう考えで必要としたのですか。

○前山契約調整担当部長

都は、これまで、公共工事や業務委託の

主な担い手である中小企業の負担に配慮しつつ、段階的な社会保険等の加入促進策に取り組んできたところでございます。業務委託においては、平成二十八年一月から、受託事業者に対し、周知チラシを配布して、社会保険等への加入促進の取組を開始しており、平成二十九年度から、比較的規模の大きな財務局発注契約において、社会保険等への加入を参加条件とした入札を先行的に進めているところでございます。

○米倉委員

二〇一七年度から、財務局発注の契約では、業務委託については先行的に社会保険や雇用保険の加入を参加条件としたということですが。労働環境の確保などの観点だということだと思います。

社会保険の未加入が明らかに

なった場合は

財務局発注の契約について伺いたいのですが、引き続きですね、契約締結後に、社会保険の未加入が明らかになった場合は、どう対応されますか。

○前山契約調整担当部長

財務局発注の案件においては、社会保険等の加入が必要であることから、未加入であることを隠し、契約を締結することとはあってはならないことと認識しております。具体的な対応につきましては、個別の事情や契約の履行状況などを勘案し、適切に対応してまいります。

都といたしましては、法令上、加入義務が要請されていることから、公共調達の発注者として、引き続き事業者への周知を行い、加入を促進してまいります。

委託先の社会保険・雇用保険の

加入促進を

○米倉委員

業務委託ということは、東京都の仕事を担当する現場ということになります。そこで働く方が、社会保険も加入できず、不安定な待遇で働き続けるという状況はあってはならないと思います。ですが、私も、都が業務委託する現場で、社会保険に加入させてもらえず働いているという状況を聞いています。そこで働く条件が悪いということは、東京都が良質な公共サービスを提供していくということからしても問題だと思えます。ですから、社会保険などを業務委託において入札の参加条件とすることは、財務局発注では既にやられているということなのですが、やっぱりこの委託ということについては、広げる必要があると、各局にですね、思えます。そのことは、都の信頼に関わる問題だと思います。

各局発注においても、社会保険と雇用保険の加入を前提とする必要があると考
えますが、いかがですか。

○前山契約調整担当部長

令和四年十月一日の時点で、一般事例
におきまして、資格登録事業者のうち、
社会保険等に未加入の事業者の割合は約
二、三%ございまして、そのほとんどが
中小企業でございます。

比較的規模の小さい各局発注の契約に
おきましては、社会保険等の加入を参加
条件にいたしますと、これらの未加入事
業者の参加を制限することとなり、都と
いたしましても、事業の担い手を失うこ
ともなりかねず、都民サービスの低下
の懸念もあることなどから、資格登録事
業者の加入状況を注視しつつ、引き続き、
対応を検討してまいります。

○米倉委員

小規模な個人事業主などは、この社会
保険、適用除外となりますから、加入義
務が強制適用となる事業者のうち、三%
が社会保険などに未加入だということ
です。

対応については、引き続き検討してい
くというお答えですので、社会保険など
の加入を呼びかけながら、検討を行って
いただきたいと要望しまして、質問を終
わります。（以上）

米倉春奈都議(豊島区)の質疑

〔主税局〕

●主税局の省エネ・再エネの取組について

●東京都税制調査会報告について

…住宅の省エネ・再エネの税制支援

●都は国にインボイス制度導入中止を求めよ

●省・再エネの取組について

○米倉委員

私からは、まず、主税局が取り組んでいる省エネ、再エネの取組について伺います。

気候危機への対応はもう喫緊の課題です。この目標は公共部門だけでなく、民間部門でも努力が求められています。とりわけ公共部門は、やはり先頭を切つて、掲げている目標は達成するというこ

とにとどまらず、上回って達成していくということが必要だと思います。

主税局管理の施設の省・再エネをすすめることへの認識は

気候危機の対応が急がれているという下で、主税局は、局で管理する施設の省エネ、再エネを積極的に進めていくということの重要性をどう認識していますか。

○上林山総務部長

二〇三〇年カーボンハーフの実現に向けて、都は、自らの事業に伴う温室効果ガス削減などの取組を一層強化する必要がございます。このため、都有施設の改築、改修に当たりましては、「省エネ・再エネ東京仕様」に基づき、環境に配慮した施設の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を図っております。

都税事務所の改築等におきましても、建築物の熱負荷の低減、最新の省エネ設備、多様な再エネ設備の導入等により、エネルギーの使用の合理化を図ることが重要だと認識しております。

○米倉委員

「省エネ・再エネ東京仕様」に基づいて、施設について取組を進めていらっしゃるということ。二〇三〇年カーボンハーフに向けても、一層取組を強化する必要があるということでした。

東京都は、自らもエネルギーを大量に使う庁舎を多数持っているという自治体として、この取組を牽引するために、二〇二一年三月に「ゼロエミッション都庁行動計画」を策定しています。この進捗を確認したいと思います。

今重要なのは、とりわけ建物については断熱をしっかりと行い、消費エネルギーを可能な限り削減する、高効率の空調を導入して使用エネルギーを減らすと、その上で、可能な限り太陽光パネルも設置していくと、再生可能エネルギー由来の電力購入などで、CO₂排出量を削減するということになっています。

主税局が管理する建物について、どういう取組をされてきたかということとは、この間池川都議が質問で確認をしてきました。

財務局管理の建物の取組ですけれども、先ほどの「省エネ・再エネ東京仕様」に基

づいて取り組まれてきたということは、新築と改築時に省エネ、そうした技術を導入されてきたということです。実績として数えると、足立都税事務所、立川合同庁舎、墨田合同庁舎、渋谷合同庁舎ということになります。この「東京仕様」は、財務局に確認しますと、平均して三〇％のエネルギー消費を削減するという内容になっています。これは大事な取組ですが、去年つくりました東京都の「都庁行動計画」では、都有施設について、ZEB Oriented、ZEB readyの水準を目指すと。つまり、三〇％から五〇％のエネルギー削減を達成するということを目標に示しています。

その対応のために、東京都の財務局は、今年度から基本設計に着手する案件については、原則ZEB化を目指して取り組むと。同時に、それ以前に設計に着手している案件についても、可能な限り省エ

ネ化を進めるといふふうに答えています。

改築する大田都税事務所の省エネ化はどうなっているか

大田都税事務所は、今年度設計を行っておりますが、建物の省エネでここにはさらなる努力が行われているのか、対応について伺います。

○上林山総務部長

お尋ねの大田都税事務所の改築に当たりましたは、「省エネ・再エネ東京仕様」を最大限活用し、省エネ化を図った設計としておりまして、今後、工事の発注、契約を予定してございます。

○米倉委員

来年度から工事に入るといふことなんです。建物の建設にはまだ時間があるわけです。目標となるエネルギー削減を今の設計で達成できるのかどうか、また、

さらなる努力が必要なのかどうか、把握していただきたいと思えますし、必要だとすれば、何を取り入れていくのか、設計で今からでも工夫できるところはあるのかどうか、そういうところを主税局としても財務局と協議していただきたいと要望します。

既存施設の省エネ化はどうなっているか

新築や改築時には、一定水準のエネルギー削減が確保されるということに都庁全体でもなりましたけれども、膨大にある既存の都有施設については、取組の考え方や目標がまだ示されておりません。新築や改築のタイミングを待たずに、既存施設の省エネを強化することは重要ですが、主税局はどう認識しているのか、また、取組も伺います。

○上林山総務部長

既存庁舎につきましては、これまで照明設備のLED化などにより、省エネルギー化に努めてまいりました。また、既存庁舎における太陽光発電設備の設置可能性調査を現在進めているところでございます。設置に向け、検討を進めております。

今後も、関係局と連携し、既存庁舎の省エネルギー化に取り組んでまいります。

○米倉委員

既存の庁舎については、LED化など進めてこられたということですが。そして、新たに太陽光パネルの設置が、既存都有施設で進められるようになっていくということは重要です。このパネルのことは、後で伺いたいと思えます。

今後、既存の都有施設の対策を位置づけていくということが必要なんですが、

特に重要なのは、断熱改修などで省エネ化を進めることだと思えます。その点で、福岡県久留米市が、去年、公共施設では初めて既存の庁舎のZEB化の改修を実現しています。屋根が大きいことなど、東京都が持つ施設とは条件が異なるということもあるかもしれませんが、市の担当者が、取材に答えてこういうふうになっていらっしゃる。「空調の更新時期に合わせてZEB改修を実施すると、財政面でも効率的」だ。「RC建造物は、窓ガラスの性能を強化するだけで外皮性能が大幅に向上する。断熱性が高まると、空調もダウンサイジングできる」というふうに話されています。これは東京でも学ぶべきことだと思えます。今後、こうした実践も踏まえて、既存施設の対応を検討していただきたいと要望しておきます。

再エネ100%電力の積極導入を

可能な限り省エネを実施するということがあって、その上に再生可能エネルギー導入を目いっぱい拡大していくということが重要です。主税局が管理する施設について、再生可能エネルギー電力の導入状況を伺います。

○上林山総務部長

主税局が管理する都税事務所では、「東京都グリーン購入ガイド」に基づき、これまで再生可能エネルギーによる電気の需給契約を行ってまいりました。

今年度の入札におきましては、再生可能エネルギーによる電気の需給契約が不調となったため、現在は、東京電力パワーグリッド株式会社等より電気の供給を受けてございます。

今後は、都内で発電された再生可能エネルギー電力を活用する「とちょう電力プラン」を活用し、使用電力の再生可能

エネルギー化を進めてまいります。

○米倉委員

環境局が定めている「東京都グリーン購入ガイド」に基づいて、基本は電気の需給契約を行ってこられたということですが。これは、水準一、二酸化炭素排出係数○・四三四、そして水準二、供給電力量の三〇%以上の再エネ電力を満たした電気を購入するとしています。環境局は、この水準を満たす電力を販売する能力を持つ小売電力事業者を含めたリストを作っています。ところが、今年度の当初は、主税局が管理する施設をはじめ、都有施設でも入札不調が複数起きています。電力の仕入価格の高騰や供給量の不足が続いていることが影響していて、今後の価格や供給量の変動を予想して、新たな契約に慎重になっているというふうにいわれています。そうなりますと、東京都のこ

の目標との関係で達成できるのかという懸念も今あると思います。

都は、二〇二四年度に、再エネ一〇〇%の電力を全体庁舎が使う電力の四割に導入するという目標を掲げています。主税局が管理する施設では、どのように導入を進めているのか、導入状況も併せて伺います。

○上林山総務部長

主税局では、ゼロエミッション東京の実現に向け、都内で発電された再生可能エネルギー電力を活用するとちょう電力プランを活用いたしまして、二〇二四年には、都税事務所の使用電力の四割を再生可能エネルギーとしてまいります。

○米倉委員

基本的には、環境局のとちょう電力プランを利用して、二〇二四年の目標を達成するという事です。重要なんです、

来年度の環境局の予算要求を見ましても、都庁電力の予算規模は増えてないんです。主税局がここに加われるかどうかというのは不透明だなと思っています。

再エネ一〇〇％電力というのは、都庁電力でなくても、各局が主体的に選んでいくということは可能なんです。市場の状況をよく調査していただいて、入札に参加してもらえような予定価格、条件を設定できるように検討していただきたいと思います。この目標は、やはり確実に達成する必要がありますから、その努力を求めたいと思います。

太陽光パネル設置を急いで

再生可能エネルギーの導入については、全庁で既存施設の対応が始まっています。都は、太陽光パネル設置については、二〇三〇年カーボンハーフの実現に向けて、大量のエネルギーを使う都自身が隗より

始めよという意識の下、再生可能エネルギー導入の取組を一層強化することが重要だと述べられています。

主税局が管理する施設においては、この太陽光パネルの設置状況、取組はどうなっているのか、今後どのように進めるかも伺います。

○上林山総務部長

主税局が管理する施設におきましては、これまで足立都税事務所、立川合同庁舎、墨田合同庁舎及び渋谷合同庁舎の改築時に太陽光発電設備を設置してまいりました。

都は、二〇三〇年度までに設置可能な都有施設へ太陽光発電設備を一〇〇％設置することを目標とし、加速化することとしております。

主税局では、既存の庁舎への設置可能性等について関係局と調整し、導入につ

いて検討を進めており、立川合同庁舎に太陽光発電設備を増設する予定でございます。

今後も、庁舎への太陽光発電設備設置について関係局が連携し、取組を進めてまいります。

○米倉委員

主税局が管理する施設は二十一と聞いています。今のご答弁で、そのうち、四施設は既に太陽光発電が設置されているということ。そして、新たに設備導入を検討している立川合同庁舎には、追加の設置を検討しているということ。そうなりますと、残り十七施設のうち、条件がある施設に太陽光パネルを設置するということになります。これ、数としてもそこまで多くはないと思うんです。ぜひ、一気に進めていただきたいと思います。

気候危機への対応は、早急に対応をしなければ、気候災害もより年を重ねるごとに深刻になっていきます。既に今、台風だとか水害も深刻になっていて、その被害救済だとか、復興復旧だけでなく、事前に被害を抑えるための適用対策にも多額に税金が投入されるという事態になっています。やっぱりここでしっかり取り組み、進めていくということが、東京都の税負担自体も減らしていくということにもつながりますので、主税局として都庁の中でも先頭に立った取組を求めたいと要望しておきます。

●都税調報告について

次に、東京都税制調査会についてです。この報告について伺います

都税調の在り方の再検討を

初めに、都税調の在り方についてです。都税調は、これまで知事からの諮問を受けて、答申、提言を出すというやり方を重ねてきました。一方で、地方自治法は、法律や条例に基づく附属機関とそれ以外について厳格に分けています。それらは、一部の専門家などによる恣意的な行政の介入を防ぐために重要だからとなっています。

日本共産党都議団は、東京都が条例に基づく附属機関ではない専門家会議が、条例設置の附属機関と同じように扱われている問題については是正を求めてきました。附属機関ではない会議体が、諮問、答申、提言のようなやり方を行うことは、自治法違反となり、また、総務局通知にも反する内容となっています。

そこで伺いたいのですが、東京都税制調査会について、今年度から設置目的と所掌事項の変更を行っていますが、その

理由と内容を伺います。

○小林税制調査担当部長

東京都税制調査会は、設置当初から、総務局長通知で規定されている懇談会と位置づけられておりまして、このことを明確にする観点から、東京都税制調査会設置要綱の中に懇談会と明記するなどの見直しを行ったところでございます。

○米倉委員

設置要綱を昨年度までのものと今年度のものを見ってみました。昨年度までの設置要綱では、第一の設置目的がこういうふうに書いています。地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国、地方を通じた税制全体の在り方等に関する事項を検討するため、東京都税制調査会を設置するとなっています。新しいものは、地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国、地方を通じた税制全体の在り方の参考と

するため、幅広く有識者の意見の表明、または有識者との意見の交換を行う懇談会として東京都税制調査会を設置すると変更されました。事項を検討から、参考にするため意見の表明、意見交換を行う場にしたということです。

さらに、質問でも伺いましたが、所掌事務も、去年のものは、調査会は、知事の諮問に応じ、以下の事項を検討し、提言するとされていましたが、今年度は、調査会では、以下の事項について検討し、意見の交換を行うという提言という言葉がなくなりました。

同時に、附属機関等設置運営要綱の取扱いについてという総務局長の通知では、第2、懇談会等についてというところがあります。この1の(1)には、懇談会についてというものかと書いてあります。「都政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明、

または有識者との意見交換を行う場として、知事が臨時に設置するもの」、臨時にということなんです。

この2の(2)では、委員の意見の取りまとめについては、個々の委員の意見表明の形を取り、機関意思の表明と紛らわしい諮問、答申の形を取らないこととあります。自治法違反や総務局長通知に反しないためには、都税調を附属機関として位置づける条例を制定する方法もあると思います。これ、在り方については、さらなる検討が必要だと思えます。これは要望しておきたいと思えます。

所得再分配機能の発揮について 都も研究を

それで、内容について幾つか伺います。この報告では、税制改革の視点として所得格差に対応した税制について述べられています。非正規雇用者の比率が三六・

七%と高い水準にあると指摘していることは重要だと思えます。報告では、所得格差の拡大は、社会経済の活力と安定を阻害しかねない問題とし、解決に向けては、社会保障、教育、労働政策など、総合的な取組が必要であること、また、税制においても、所得再分配機能を適切に発揮することが求められると指摘をしています。これは大事な考えだと思えますが、都はこういう認識ですか。また、どういった対応されてきたかも伺います。

○丹羽税制部長

今年度の東京都税制調査会報告では、所得格差の拡大の解決に向けて、税制においても、所得再分配機能を適切に発揮することが求められるとしております。

所得再分配機能は、主として累進課税となっており、応能的な性格を有している所得税において発揮されるべきものと

認識しております。

○米倉委員

税の再分配は、非正規雇用労働の拡大によって利益を大幅に増やしている大企業などに社会的責任を果たさせること、また、一億円の壁に象徴されるような高額所得者に適正な負担を求めることを通じて実現される必要があると思います。所得格差に対応した税制について、都としても研究が必要だと思っています。これは要望したいと思います。

ゼロエミ住宅の税制支援は重要

報告では、税制改革の方向性として、環境関連税制について、複数の取組について意見が上げられています。環境負荷を減らす視点での政策支援税制の役割について、都はどのような認識ですか。

○丹羽税制部長

政策税制は、公平、中立、簡素であるべき税制の基本原則の例外として設けるものであり、事業所管局における規制や補助金などの施策を後押しするものとして真に必要なものに限って活用していくべきものと認識しており、都ではZEV導入促進税制などを実施しております。

政策税制については、政策の重要性はもとより、税の公平性、収税への影響や課税実務上の課題など、様々な観点から検討する必要があるものと考えております。

○米倉委員

真に必要なことに税制からも後押ししているということです。今、国も都も気候危機の対応などで税制面から政策を後押ししています。東京都では、今年度創設した太陽光パネル付きゼロエミ住宅減税というものがありません。この目的と概

要を伺います。

○丹羽税制部長

太陽光パネル付きゼロエミ住宅導入促進税制は、二〇三〇年カーボンハーフの実現に向け、太陽光発電設備の設置を通じた再生可能エネルギーの利用促進と東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援するため、令和四年度に創設したものでございます。

その概要は、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅のうち、一定の要件を満たす住宅を取得した場合に、当該住宅に係る不動産取得税を最大で全額減免するものでございます。

○米倉委員

今、お答えがありました。この減税は、太陽光パネルを設置した断熱「生能

と省エネ性能の高い東京ゼロエミ住宅を新築する場合に税制面から支援するといふものです。

東京都は、東京ゼロエミ住宅を一層普及するため、税制面から支援するといふこととの関係で、周知も努力されています。新たに建築される住宅の省エネ水準を上げていく、この取組が強化されていることは重要です。

既存住宅の省エネ改修の

固定資産減税の周知を

同時に、都内には七百六十七万もの既存の住宅があります。この対策をどう後押しするかというのも大きな課題です。省エネ改修工事をした際の固定資産を減税するということも、仕組みとしてあります。これはどういう経緯と考えで導入されたものなのか、また実績も併せて伺います。

○辻谷資産税部長

地方税で規定する省エネ改修減額は、平成二十年度税制改正におきまして住宅の省エネ化を促進するため、一定の省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税について翌年度分の税額から三分の一を減額する措置が講じられたものでございます。

令和三年度の実績は七十九件、約百七十万円の減額となっております。

○米倉委員

では、省エネ改修減税制度について、都としてどのような周知を行っているかもお示しくください。

○辻谷資産税部長

省エネ改修減額に係る周知につきましては、主税局ホームページや広報紙あなたと都税を活用するほか、都税事務所で

のチラシ配布などを行っております。また、都が推進している省エネへの取組であるH T T、電力を減らす・つくる・ためるに関連し、環境局など事業所管局が作成するリーフレットにも情報を掲載し、周知に努めております。

○米倉委員

省エネ改修を行った際に、固定資産の減税があるということは、あまり知られていないだろうと思っております。減額の金額は大きくありませんが、省エネ改修を検討する方たちにより周知して、既存住宅の改修を主税局としても後押しをしていただきたいと求めています。

●インボイス中止を求めよ

次に、インボイス制度についてです。

Jリーガー、声優、漫画家にも影響 広がる反対の声

政府は、来年十月一日からインボイス制度を導入しようとしています。制度が導入されると、これまででは消費税納税の義務がなかった年間売上げ一千万円以下の免税事業者の皆さんは、実質的な増税となります。商店や工場などの自営業者だけでなく、フリーランスで働く人々も含め、経済的事務的負担増を強いられ、厳しい状況に追い込まれるというものです。そのため、中止を求める世論が大きく広がっています。

インボイス制度の導入により影響を受ける都内の免税事業者の方はどのくらいいるのか、また、どの程度影響が及ぶのか伺います。

○丹羽税制部長

都内の免税事業者の数は公表されておりませんが、令和四年二月十五日の衆議

院財務金融委員会において、全国の免税事業者数は、約四百八十八万者と財務省主税局長が答弁しております。

また、免税事業者のうち、どの程度の方が課税事業者に転換をするかなど、インボイス制度が事業者に与える影響については、個々の取引当事者間の関係が様々であることから、一概には申し上げられません。

○米倉委員

全国で五百万者近い免税事業者が影響を受けるということです。ここには、商店や工場などの自営業者だけでなく、農家や個人タクシー、大工の一人親方など様々な業種の方が入ってきます。個人タクシーの多くは潰されると、関係団体からは、今、声が上がっています。会社勤めの人のタクシー利用や旅行会社による修学旅行のタクシー利用も、インボイス

を発行できない個人タクシーとなると排除をされ、法人タクシーだけを利用されるおそれがあると。売上げが三百万円の場合、年間十五万円もの消費税負担のしかかる本当に深刻な増税だと告発していらっしやいます。

さらに、フリーランスの人たちも消費税法上は事業者となっています。四百万人前後といわれています。電気やガスの検針員など実際には非正規雇用労働者と同じような働き方をしているも、雇用契約によらない場合も事業者という扱いになります。全国に七十万人いるとされるシルバー人材センターの会員、そしてサラーマンの副業、委員の皆さんの中には、雑誌に原稿を書くという方もいらっしゃると思います。その原稿料なども対象です。つまり、多くの国民に及ぶ問題で、一千万人前後になる可能性もあると指摘されます。今、サッカーワールド

カップが盛り上がっていますが、スポーツ選手も基本的に個人事業主です。インボイス制度が導入されれば、Ｊリーグの生活やクラブ経営にも大きな影響を及ぼします。

「商工新聞」で掲載された記事を少しご紹介します。スポーツライターの中村亮さんによると、特に問題になるのは、Ｊ２以下のカテゴリーに所属する選手。インボイスが実施されれば、クラブが選手に課税事業者へ登録を促すか、消費税相当分を減額して総額年俸として提示するということが考えられる。年俸四百六十万円の新人選手でも、税率一〇％で単純計算すると、最大四十一・八万円の消費税を納税しなければなりません。経費を控除したり、簡易課税制度を適用しても、二十万円も新たな負担が生まれるといことです。新人が力をつけて、次のスター選手を生み出していくという

土壌も弱まることだと思えます。

声優、アニメ、演劇、漫画の業界に関わるエンターテインメント四団体も、また日本俳優連合も中止を求め、会見や声明を発表しています。インボイス制度について考えるフリー編集者と漫画家の会代表で漫画家の由高れおんさんは、インボイス制度の導入で、漫画業界に必要不可欠なアシスタントの収入の減収が加速すれば、漫画家の成り手が減り、日本の漫画産業の衰退の原因の一つになりかねないと危惧しています。世界に誇るクールジャパンを守りたいなら、一刻も早い延期、中止をしてくださいと訴えています。インボイス制度を考える演劇人の会代表世話人で劇作家、演出家、俳優の丸尾聡さんは、コロナ禍による公演の延期、中止、また、賃金の低迷、物価高騰の中、インボイスが覆いかぶさってきたら辞めてしまうと、人が辞めてしまう。日本の文

化芸術の未来は先細ってしまうと語っています。

フリーランスや小規模事業者に大きな増税となることは、多くの事業者が廃業に追い詰められたり、大増税とつながることで、東京の経済にもこれは重大な影響をもたらすことになりかねません。

都は、インボイス制度導入による東京への影響をどう認識していますか。

○丹羽税制部長

令和五年十月一日から導入される適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の下では、登録を受けた課税事業者が発行した適格請求書等の保存が、仕入税額控除の要件となります。免税事業者は、適格請求書等を発行できないことから、免税事業者から仕入れを行った場合には、仕入税額控除ができず、免税事業者が実質的に取引から排除されてしまう

のではないかとの懸念の声があることは承知しております。

都といたしましては、地方消費税が消費税と併せて国に申告納付される制度であり、令和四年度与党税制改正大綱において、円滑なインボイス制度の移行に向けて、政府、与党が一体となって万全の対応を進めるとされていることから、今後の国の動向を注視してまいります。

なお、現在、政府、与党において、インボイス導入に係るフリーランスなど小規模事業者の負担軽減制度の検討に入ったとの報道がなされているところでございます。

インボイス導入中止を国に求めよ

○米倉委員

免税事業者が実質的に取引から排除されてしまう懸念があることは承知しているということですが、ただ、影響はそれだけじゃないと思います。このままだと、

免税事業者だった方たちは、コロナ禍で受けた影響、また物価高騰の打撃から回復するどころか、営業と暮らしが脅かされるという状況です。このことは、本場に東京の経済、また社会全体にとって深刻な影響につながると思います。都民の暮らしやなりわいを支える地方自治体の立場からしても、インボイス制度導入に関わる都民や都内事業者の影響を把握し、国にそれを共有していくと、来年の導入について再検討を求めると思っています。

都は、これまでにこのインボイス制度に関わって、国に要望などは出しているのかも伺います。

○丹羽税制部長

令和五年度国への施策及び予算に対する提案要求において、事業所管局からシルバー人材センターの安定的な運営のため、インボイス導入に伴う影響を緩和する支援に関する要望を行っているところでございます。

め、インボイス導入に伴う影響を緩和する支援に関する要望を行っているところでございます。

○米倉委員

日本共産党の宮本徹議員の質問で明らかになりましたが、今、お話にあったシルバー人材センターのことですが、新たな消費税負担は、全国で約二百億円だということですが、とても支援でカバーできるといえるものではありません。

インボイス制度による甚大な影響を踏まえ、国に中止を要望する必要があると思います。いかがですか。

○丹羽税制部長

インボイス制度は、令和元年十月の消費税引上げに伴う低所得者対策として軽減税率が導入された際に、複数税率制度の下において適正な課税を確保するために導入が決定されました。

インボイス制度を含む消費税の在り方につきましては、消費税が社会保障費の重要な財源となつていることに加え、経済や国民生活に与える影響など様々な観点を踏まえながら、国において議論されるべき問題であると認識しております。

○米倉委員

政府がインボイス制度の導入を決めた口実というのは、食料品などの軽減税率を導入したことなんですが、仕入れの税率が複数になったので、正確な控除額の計算のためにはインボイスが必要だということです。それなら消費税率5%に戻して、軽減税率もなくすと、インボイス導入も必要ないと言ふことが必要じゃないかと思ひます。

コロナ危機以降、国民の暮らしを守るということ、多くの国が消費税減税を行つています。暮らしと営業が危機に瀕

している中、緊急に消費税5%へ減税すること、また多くの個人事業者を追い詰めるインボイスは中止するべきです。都としても都民生活を守る立場で国に求めるよう要望して、質問を終わります。

ご意見・ご要望をお寄せください

発行：日本共産党東京都議会議員団

2022年12月

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03-5320-7270

FAX 03-5388-1790

<https://www.jcptogidan.gr.jp>

*この冊子は速記録を元に作成しています。正式な議事録は都議会ホームページでご確認ください。